年金カット法は廃止して、安心年金つくろうり

年金カット法は廃止!

2016年末、年金受給額をどんどん下げることができる年金カット法案が、安倍政権により強行可決成立しました。

現在でも年金受給者の実態は、約40%が月10万円以下の年金しか受給していません。そのためやむなく働かざるを得ない高齢者は先進諸国の中でも多く、年金の削減はまさに高齢者の命を削ることとなります。年金カット法案の実施は2021年4月からです。「実施をさせない」声を広げましょう。

140兆円をこえる積立金は私たちの財産!株に投資せず、年金改善のために使うべき!



年金支給年齢の引き延ばしはさせない

1月5日に日本老年学会が「高齢者は75歳から」とする提言を行いました。年金の支給年齢引き上げを促す材料に用いられると懸念する声が上がっています。政府は、公的年金支給開始年齢をさらに引き上げる考えを示しています。

若者や非正規が信頼し安心できる年金制度に

老後の生活の基礎的な支えとなり、高齢世代も現役世代も信頼できる年金制度を構築することは急務です。低年金の底上げと最低保障年金の導入、現役世代の雇用・賃金の立て直しによる年金財政の強化など本当の改革が求められています。

くらしを支える毎月支給へ

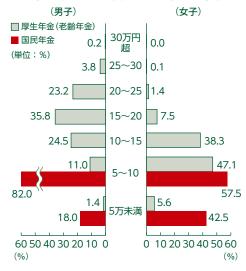
現在、年金は2カ月まとめて、後払いで支給されます。くらしにかかる経費は毎月支払いが必要です。年金支給は毎月行うべきです。

年金積立金が株式市場に流されている(2016年3月末)

		2016年 3月末の 構成割合 (%)	2013年 3月末の 構成割合 (%)
国内債券		39.2	61.8
	市場運用	36.6	53.0
	財投債(薄価)	2.6	8.9
国内株式		22.7	14.6
外国債券		14.1	9.8
外国株式		23.0	12.4
短期資産		1.0	1.5
合計		100.0	100.0

資料:GPIF「業務概況書」(2015年度より)

厚生年金・国民年金受給月額の分布



- (注)厚生年金(老齢年金)・国民年金のそれぞれについて、 2014年度末における受給月額階層ごとの受給者数 の比率
- 資料:厚生労働省「厚生年金・国民年金事業年報」(2014 年度版)



若いときから年金の保険料を払い、生活設計をしてきた。「年齢が来たらこれだけ払う」と言って掛け金を払わせ、いざもらう年齢に達したら「あの約束は守れません」と言うのであれば、何を頼りに生きていけばいいのか。

年金が下がり、介護保 険料、医療費、物価と 消費税が上がっていま す。現在は足腰が悪く 病院通いで働くことが できません。



全日本年金者組合年金裁判違憲訴訟陳述集 「とどろけ心の叫び」から

国の"若い人も高齢者も安心できる" 責任で 年金制度を求める請願署名

衆議院議長 殿参議院議長 殿

請願趣旨

政府は2016年末、「世代間の公平性」「年金制度の持続性」を口実に年金を引下げる「年金制度改革関連法」(年金カット法)を強行しました。「年金カット法」のマクロ経済スライドをさらに改悪するキャリーオーバーは2018年4月から、賃金が物価を下回る場合には賃金に合わせて年金を引き下げるルールを徹底するのは、4年後の2021年4月からです。高齢者世帯の55%が年金収入だけで生活しています。連続的な年金引き下げは、高齢者にとって消費税増税、医療・介護の負担増のもとで、暮らしを直撃するだけでなく、非正規雇用で働く若者や現役労働者の「将来の年金生活者」にとっても深刻な問題です。

いま、国がなすべきことは、最低賃金の大幅引き上げと非正規雇用を正規雇用に働き方を変え、国の責任で全額国庫負担による『最低保障年金制度』をつくることです。

私たちは、国が現在と将来にわたって若い人も高齢者も安心できる年金制度を確立するために以下 要請します。

請願項目

- 1 マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください
- 2 全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください
- 3 年金支給開始年齢の引き上げはやめてください
- 4 年金の隔月支給を国際標準の毎月支給にあらためてください

氏 名	住 所

※この署名用紙は、国会の請願以外の目的に個人情報が利用されることは、いっさいありません。

全国労働組合総連合

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4F Tel: 03-5842-5611 Fax: 03-5842-5620 E-mail: webmaster@zenroren.gr.jp

全日本年金者組合

〒170-0005 東京都豊島区南大塚1-60-20 天翔大塚駅前ビル4F Tel: 03-5978-2751 Fax: 03-5978-2777

中央社会保障推進協議会

〒110-0013 東京都台東区入谷1-9-5 日本医療労働会館5F Tel: 03-5808-5344 Fax: 03-5808-5345 E-mail: k25@shahokyo.jp

(2017年4月)